

事務連絡
令和3年1月7日

各 { 都道府県 }
 { 指定都市 } 母子保健主管部局・児童福祉主管部局 御中
 { 中核市 }

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

緊急事態宣言が発出された地域における子育て世代包括支援センター等相談支援を
実施する事業に係る新型コロナウイルスへの対応について

このたび新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言が発出された後の子育て世代包括支援センター等の対応について、下記のとおり取りまとめましたので、お知らせします。ついては、これらの事業を実施する自治体におかれては、ご留意いただくとともに、都道府県におかれては、管内市町村への周知をお願いします。

記

子育て世代包括支援センターや女性健康支援センター、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、母子家庭等就業・自立支援センター、児童家庭支援センター等における面談による相談支援を実施する事業については、今般の緊急事態宣言は、令和3年1月7日付けで変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に記載のとおり「社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。すなわち、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限する」ものであることから、感染防止策を徹底しつつ、実施していただくようお願いします。

なお、感染状況により対面による実施が困難な場合であっても、これまでも「子育て世代包括支援センター等相談支援を実施する事業に係る新型コロナウイルスへの対応について」（令和2年3月3日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課ほか連名事務連絡）でお示ししてきたとおり、状況に応じて電話やメールによる対応を検討するなど、御配慮をお願いします。